

## 乳及び調製粉乳の容器包装に使用できる合成樹脂等の見直しについて(案)

			使用できる合成樹脂	
			現行の乳等省令	改正案
乳	内容物に直接 接触する 部分以外の 部分	合成樹脂製容器包装	ポリエチレン エチレン・1-アルケン共重合樹脂 ナイロン ポリプロピレン ポリエチレンテレフタレート	告示 370 号の個別規格に適合する 合成樹脂(平成 21 年現在 13 種類)
		合成樹脂加工紙製 容器包装※	ポリエチレン エチレン・1-アルケン共重合樹脂 ポリエチレンテレフタレート	
		合成樹脂加工アル ミニウム箔製容器 包装※	(使用不可)	
乳	内容物に直 接接触する 部分	合成樹脂製容器包装	ポリエチレン エチレン・1-アルケン共重合樹脂 ポリエチレンテレフタレート	ポリエチレン エチレン・1-アルケン共重合樹脂 ポリエチレンテレフタレート  (ポリエチレン、エチレン・1-アル ケン共重合樹脂に使用できる添加 剤) 日局ステアリン酸カルシウム 食添グリセリン脂肪酸エステル 食添二酸化チタン
		合成樹脂加工紙製 容器包装※	(ポリエチレン、エチレン・1-アル ケン共重合樹脂に使用できる添加 剤) 日局ステアリン酸カルシウム 食添グリセリン脂肪酸エステル 食添二酸化チタン	
		合成樹脂加工アル ミニウム箔製容器 包装※	(使用不可)	
調 製 粉 乳	内容物に直 接接触する 部分以外の 部分	合成樹脂ラミネート 容器包装又は組合 わせ容器包装の合 成樹脂ラミネート	規定なし	規定なし
		金属缶または組合 わせ容器包装の開 口部を密閉するも の	ポリエチレン エチレン・1-アルケン共重合樹脂 ポリエチレンテレフタレート	
	内容物に直 接接触する 部分	合成樹脂ラミネート 容器包装又は組合 わせ容器包装の合 成樹脂ラミネート  金属缶または組合 わせ容器包装の開 口部を密閉するも の	ポリエチレン エチレン・1-アルケン共重合樹脂 ポリエチレンテレフタレート  (ポリエチレン、エチレン・1-アル ケン共重合樹脂には添加剤を使用 してはならない)	ポリエチレン エチレン・1-アルケン共重合樹脂 ポリエチレンテレフタレート  (容器包装への添加剤の取り扱い を乳と整合化する)  (ポリエチレン、エチレン・1-アル ケン共重合樹脂に使用できる添加 剤) 日局ステアリン酸カルシウム 食添グリセリン脂肪酸エステル 食添二酸化チタン

※ポリエチレン加工紙製容器包装には外面をワックスで塗布したもの、又はアルミ箔を積層したものであって、内容物に直接接触する部分がポリエチレンである紙製容器包装についても含まれる(昭和 54 年 4 月 27 日環乳第 16 号)